国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。			
現行	改正	備	考
国立大学法人東京農工大学職員就業規則			
平成16年4月7日			
16 経教 規則第3号			
第1条~第3条 省略	第1条~第3条 省略(現行どおり)		
(職員の定義及び適用範囲)	(職員の定義及び適用範囲)		
第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、	第4条 省略(現行どおり)		
別段の定めがあるときは、その定めるところによる。			
一 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。			
二 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。			
三 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。			
2 前項各号の一に該当し常時強勝を要しない職員の就業については、次の各号に掲げ	2 省略 (現行どおり)		
る就業規則に定める。			
一 国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則			
二 国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則			
三 国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則			
四 国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する			
職員就業規則			
3 第1項各号の一に該当し、特定の教育・研究分野等又は特定の教育改革推進事業に	3 省略(現行どおり)		
従事する職員の就業については、次の各号に掲げる就業規則に定める。			
一 国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」			
事業に従事する職員就業規則			
二 国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事			
業」に従事する職員就業規則			
三 国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する			
職員就業規則			
四 国立大学法人東京農工大学における「ユビキタス&ユニバーサル情報環境の設計			
技術者養成」事業に従事する職員就業規則			
五 国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成」			
事業に従事する職員就業規則			
六 国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくりIT エンジニア育成プログ			
ラム」事業に従事する職員就業規則			
七 国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則			
	八 国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事		

附 則(21経教規則第20号)

この規則は、平成21年7月27日から施行し、平成21年6月1日から適用する。